

指名の適否について審議する手順・方法について（検討用たたき台）

○ 最高裁の諮問

ア 最高裁は、諮問に際して、指名候補者の名簿及び略歴を記載した書面を委員会に提出。

イ 委員会は、地域委員会に対し、管内の指名候補者に関する上記各資料（名簿については管内の指名候補者以外の分も参考として添付）を提供。

1 判事補から判事への任命・判事の再任

(1) 委員会による重点審議者の（第一次的な）振分け

ア 多数の指名候補者について実質的な審議を行うために、委員会は、まず、指名の適否について慎重な判断を要する者（重点審議者）を振り分けて、その者を対象に重点的に審議。

イ 重点審議者の（第一次的な）振分けの方法

- ・ 最高裁から、振分けのために、所長等が作成する「再任（判事任命）希望者に関する報告書」（報告書）を提出。
- ・ 委員会は、委員の一部からなる作業部会に事前に上記「報告書」について検討させ、その報告を参考に上記「報告書」に基づいて振分けの審議。

ウ 委員会は、重点審議者について、最高裁に追加資料の提出を求めるほか、地域委員会に情報収集を要請。

★ 重点審議者の振分けについて事前に検討する作業部会の人数・構成等について検討する必要がある。

## (2) 地域委員会による情報収集

- ア 地域委員会は、重点審議者について、委員会の要請に従って情報を収集。
- イ 地域委員会は、重点審議者以外の指名候補者（当該地域内の者）についても、指名の適否に関する特段の情報があれば、それを委員会に報告することが可能。
- ウ 委員会は、地域委員会に対し、以上の情報収集活動のために必要となる資料を提供。
- エ 地域委員会は、収集した情報を取りまとめ、委員会に報告。なお、この取りまとめは、指名候補者に関して収集した情報について、指名の適否に重要な影響を及ぼすか否かという観点から行うものとする。

- ★ 地域委員会による情報収集のための方法について検討する必要がある。一般的に情報収集する場合には、以下の方法が考えられるが、どうか。
- ・ 指名候補者が所属する裁判所の管内の検察庁、弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して、所属する検察官又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を地域委員会が受け付けることを連絡する方法。
- ★ 委員会が地域委員会に対し提供する資料について検討する必要がある。以下の資料を提供することでどうか。
- ・ 指名候補者の名簿及び管内の指名候補者の略歴を記載した書面
  - ・ アの重点審議者については(1)イ記載の「報告書」。なお、重点審議者以外の指名候補者について、どのように考えるか。
- ★ なお、地域委員会はどのような場合に指名候補者の面接を行うかについて

て検討する必要がある。他の任命の種類における面接についても、同様に検討する必要がある。

(3) 委員会による審議・答申

委員会は、地域委員会から提供された情報、最高裁から提供された資料（所長等が作成する詳細な報告書、指摘されている問題に関する的確な資料、人事評価に関する資料等）等に基づき、慎重な判断を要する者が更にあるかを検討した上、重点審議者を中心に指名の適否を審議し、答申。

★ 最高裁から提供を受ける資料について検討する必要がある。

(4) 委員会における審議の日程

9月中旬に重点審議者について第一次的な振分けを行った上で、11月中旬に地域委員会から情報収集の結果の報告を得て、12月上旬の委員会で審議し、答申することが基本。

2 司法修習生から判事補への任命

(1) 委員会による重点審議者の振分け

司法修習生から判事補への任命の場合には、司法修習中の成績（裁判官としての適性に関する評価を含む）が大きなファクターになるので、委員会は、この点に関する簡潔な資料（一覧表にまとめたもの等）に基づいて、重点審議者を振り分ける。

★ こうした方式により重点審議者を振り分けることはどうか。

(2) 委員会による重点審議者についての審議・答申

ア 重点審議者については，最高裁に追加資料の提出を求めて審議・答申。  
イ 追加資料としては，実務修習結果報告書，司法研修所教官作成の詳細な報告書，採用面接の結果に関する資料等。  
ウ 実務修習結果報告書（裁判所，検察庁，弁護士会が作成）により，地域における情報についても最高裁から委員会に提出可能なので，地域委員会による情報収集の必要性は限定的。

★ 重点審議者について，このような方法で審議することはどうか。

(3) 委員会における審議の日程

司法修習が終了する10月上旬に委員会において審議し，答申することが基本。

3 弁護士からの任官

(1) 情報収集の在り方

指名候補者に関する情報はその活動している各地域に存在しており，最高裁から委員会に提出できる資料は乏しいので，委員会は，地域委員会に対し情報収集を要請。

(2) 地域委員会における情報収集

弁護士としての職務活動を通じて示されている法律実務家としての資質・能力に関する情報を収集する必要。弁護士，裁判官，検察官が有している情報の収集がその中心。

★ 指名の適否の判断に必要な資料をいかにして的確に把握するかについて、検討する必要がある。その1つの方法として、一般的に情報収集する場合には、訴訟事件等を通じて裁判官が把握している情報も有用なので、1(2)の1つ目の★に記載した方法に加え、裁判所に対して指名候補者の名簿を提供して、所属する裁判官が指名の適否に関する情報を有する場合には、それを受け付ける方法が考えられるが、どうか。

### (3) 委員会による審議・答申

ア 地域委員会が収集した資料に、最高裁から提供された資料も加え審議し、答申。

イ 最高裁から提供可能な資料としては、最高裁における面接の結果、健康面に問題がある場合の診断書等の他、実務修習結果報告書を含む司法修習中の成績等。

### (4) 審議の日程

4月期採用者については、前年の11月中旬に地域委員会から情報収集結果の報告を得て、12月上旬の委員会で審議し、答申（10月期採用者については、5月中旬に地域委員会から報告を得て、6月上旬の委員会で審議し、答申）することが基本。